

スキークラブニュース

2013年9月号

かながわブラインドスキークラブ

発行責任者 会長 渋谷 清二

☆☆

ようやく夜には秋の訪れを感じる風がそよぐようになってきました。酷暑と大雨に見舞われた今年の夏、皆さんはどのように過ごされたでしょうか？

さて、スキークラブではありますが、夏の間もシーズンインに備えてコツコツと活動を続けています。今回はその内容をお届けします。

I. 研修会 (8/3開催)

安全なスキーに関する意識の共有化を目的として、ブラインド、晴眼者に分かれそれぞれがスキーの際に経験、あるいは感じた危険や問題点を話し合いました。この内容は集約中ですのでまとまり次第皆さんにお知らせすると共に、ツアーに生かしていきます。

II. 秋のイベント「二俣川周辺の歴史散策とバーベキュー」のお知らせ

実施日 平成25年10月13日(日)

○コース：三佛寺→浄生院→おかご坂→切割神社→南本宿公園→畠山重忠公遺烈碑→こども自然公園(バーベキュー)→自然公園内の散歩→二俣川駅

○集合：午前9時(時間厳守) 相鉄線二俣川駅 改札前

○解散：午後4時(予定) 二俣川駅解散

○持ち物：舗装された道路を歩きやすい靴及び服装。飲み物。

○参加費：大人1500円 中学生1000円 小学生500円

(参加費はバーベキューの費用です。)

*バーベキューからの参加も歓迎です！ 11時頃から始めます！！

二俣川とは、帷子川が二俣に分かれている川の一帯。万騎が原とは、牧と呼ばれていた広い場所、畠山重忠ら134騎が数万の北条の軍勢と戦ったことが由来。

地名と歴史は意外と単純。畠山重忠ってだれ。など、短い時間ですが二俣川周辺を探索をして、バーベキューをしながら歴史を楽しく語りましょう。

- ※ 実施前や当日の天候によっては中止またはコースの変更があります。
- ※ 小雨でも実施しますが、バーベキューは中止になる場合もあります。
- ※ 前日に大雨が予想される場合には中止の連絡をしますので、申込み葉書に必ず連絡先を記入してください。
- ※ ブラインドで参加される方は、同封の回答葉書に入れた切れ目の対角線の角を切り取って返送してください。参加できない方は角を切り落とさないで返送してください。
- ※ 返送期日 9月24日(火)
ハイキングの問い合わせは事務局まで。

Ⅲ. 新規会員募集について

30周年を目指して会の充実を図るには会員の増強が必要です。そこで毎年、新しい会員を増強するためにライトセンター便りや各関係機関へ募集案内を行っていますが、会員の皆様もぜひこれを機会に周りの人たちに入会のお誘いをお願いします。今年も入会希望者への「説明会」を11月10日(日)13時30分からライトセンターで行います。

参加を希望される方は、氏名、年齢、連絡先(メールアドレス又は電話番号か住所等)を下記の申込先へご連絡ください。

Ⅳ. シーズンイン研修会・忘年会

今年のシーズンイン研修会&忘年会を12月8日(日)【研修会=14:00～、忘年会=18:00～】に開催します。皆さんふるってご参加下さい。詳細は次号でお知らせします。

Ⅴ. 2013年度スキーツアー開催予定

今年度も下記の通り2回のツアーを計画中です。

- ① 第1回 1月開催 日程・場所は未定
- ② 第2回 2月15(土)～17(月) 尾瀬岩鞍スキー場

Ⅵ. 30周年に向けたクラブ関連資料の提供について

30周年を迎えるに当たり資料(会報、ツアー参加のしおりやプログラム、個人的に撮られた写真やビデオ)などを、発足前後や10周年から20周年頃ものを中心に探しています。お心当たりがありましたら事務局白崎までご連絡ください

Ⅶ. 会費徴収の不便について(お詫び)

本年度の会費徴収にあたり、一部の受領済みの方へ振込用紙を送付してしまう不手際がありました。ご迷惑をおかけしてしまったみなさんにお詫び申し上げます。また、来年度より会費の振込先を郵便局口座から銀行口座へ変更したことに反対の意見をいただいております。この理由は次号に掲載いたします。

なお、9/1現在あと27名の方からの振込をお待ちしています。9月中にはお手続きをお願いいたします。

Ⅷ. 会則の改定案について

5月の総会でクラブ会則を見直す方向で承認されました。普段、あまり目を通すことのない会則ですが、下記に掲載いたしましたので、目を通していただき、会則改正に対するご意見を年内に皆さんからいただけたらと思います。

かながわブラインドスキークラブ会則(現会則)

(名称)

第1条 本クラブは、かながわブラインドスキークラブと称する(以下「クラブ」と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、スキー等雪上スポーツをとおして視覚障害者の健康および体力増進を図り、視覚障害者と晴眼者との相互理解を深め、福祉を向上させる。

(事務局)

第3条 本クラブの事務局は、事務局長宅に置くものとする。

(事業)

第4条 本クラブは、第2条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) 会員名簿の刊行
- (2) 視覚障害者のスキー等の調査・研究
- (3) 視覚障害者のスキー等の技術指導
- (4) その他、本クラブの目的達成上必要と認められる事業

(会員)

第5条 本クラブの会員は、正会員・特別会員・賛助会員からなる。ただし、視覚障害者・晴眼者を問わない。

第6条 正会員は、本クラブの目的に賛同し会費を納入した者とする。

第7条 特別会員は、本クラブが委託した顧問等とする。また、賛助会員は、本クラブの目的に賛同し会費等を納入した者とする。

(役員)

第8条 本クラブには、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
事務局員	若干名
会計	若干名

(顧問)

第9条 本クラブには、顧問若干名を置く。

(監査)

第10条 本クラブには、監査若干名を置く。

第11条 役員・顧問および監査は総会において選出し、承認を受けるものとする。

第12条 役員・顧問および監査の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、業務遂行上支障をきたす事情が生じた場合は、任期途中においても役員・顧問および監査のメンバー交代を認める。

第13条 会長は、会務を統轄する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。また、顧問は、会長の諮問に応じる。

(総会)

第14条 総会は会長が招集する。総会は原則として年1回とする。なお、臨時総会は必要に応じて開催することができる。

第15条 総会は、会員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。総会における承認および協議事項は次のものとする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画および事業報告
- (3) 役員を選出
- (4) その他本クラブの目的を達成するために必要な事項。

(役員会)

第16条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第17条 役員会は、本クラブに必要な事項を審議し、運営する。

(資金)

第19条 本クラブの会費は、役員会で決定する。

第20条 本クラブの会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(改廃)

第21条 本会則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則

この会則は、昭和60年8月18日より施行する。

附則

この会則は、平成2年4月15日より改正施行する。

附則

この会則は、平成13年6月3日より改正施行する。

////////////////////////////////////

【編集後記】

今年は長年会員として活躍された方の中で、年齢や体調不良により退会を申し出られた方が数名いらっしゃいます。やむを得ない理由とは思いますが、スキーは難しくとも、いつまでも仲間としてその他のクラブ行事等でお目にかかれる方法を考え、会則にも盛り込みたいと思っています。こういった点もふまえ、会則改定に関する皆様のご意見をお待ちしています。

『クラブニュース編集・発行』 広報Team：福田 川添 高野 プラス白崎

<http://www.kanagawa-blindski.com/>

事務局 白崎

////////////////////////////////////